**Ⅱ　おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）　施策体系別事業**

**令和２年度事業概要・令和元年度事業実績**

**１　あらゆる分野における女性の活躍**

（１）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

| 事業名及び令和２年度事業概要 | 令和２年度  予算額  （千円） | 令和元年度実績 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備 | | | |
| ア　経営者・管理職の意識啓発 | | | |
| **ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業**  女性が持てる能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議と連携しながら、企業経営者等の意識改革に向けた取組のほか、ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議の運営等を行う。 | 3,923 | ○ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議の開催：1回 ○ドーンセンターで 「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進 ドーン de キラリフェスティバル2019」を開催（9月） ○女性活躍推進リーダー養成講座「OSAKA輝（キラリ）塾」の開催(1回) ○「ロールモデルに出会える！社会人女性交流会」の開催（2回） ○高校・大学等でのライフデザインセミナーの開催(3カ所) | 男女参画・府民協働課 |
| **「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度**  「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など男女ともいきいきと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を登録・認証・表彰することで、先進的な取組を進める事例などに関する情報を提供するなど、その取組を支援する。 | 414 のうち一部時業 | 〇「男女いきいき・元気宣言」事業者 登録制度　504社登録 〇「男女いきいきプラス」事業者 認証制度　67社認証 〇第２回「男女いきいき事業者表彰」 大　　賞　1社 優 秀 賞　4社 （令和元年度末現在） | 男女参画・府民協働課 |
| **中小企業労働環境向上促進事業**  中小企業の事業主及び人事労務担当者・労働者に、労働法の基礎的知識を周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供するセミナーなどを開催し、労使間のトラブルの未然防止と労働環境の向上の取り組みを促す。 | 1.150 | 実施回数17回、1,015人受講 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **労働情報発信ステーション事業**  府内地域で、職場のハラスメントを中心とした労働相談会を市町村等と連携して実施し、労働相談機能の向上、労働相談、労働関係法令の周知・啓発を図る。 | － | 実施回数７回 相談41人、労働情報提供9,347件、労働関係法等セミナー7回開催296人 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業**  主に中小企業を対象に「働き方改革」の気運醸成や、新たな法制度の周知を図るため、「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」（11月）において大阪労働局をはじめとする関係機関と連携し、街頭啓発活動やイベント等を開催する。 | 881 | 記念イベント（基調講演、好事例企業パネルディスカッション）  受講者数：111人  街頭啓発キャンペーン  （府内主要駅周辺８カ所において、ポケットティッシュ約２万個配布） | 雇用推進室  労働環境課 |
| **各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載**  再掲【１－（３）－②－ア】 | （―） | 同左 | 雇用推進室  労働環境課 |
| イ　官民協働による啓発と働き方の見直し | | | |
| **「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度**  再掲【１－（１）－①－ア】 | （414）  のうち  一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業**  再掲【１－（１）－①－ア】 | (4,619) | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **労働時間短縮の促進**  労働時間の設定が労働者の健康と生活に配慮したものに改善され、ゆとりある豊かな暮らしを実現するため、労働時間短縮の普及を行う。 | ― | （リーフレット「働き方改革に向けたワーク・ライフ・バランス」10,000部作成・配布） | 雇用推進室  労働環境課 |
| **女性医師等就労環境改善事業**  女性医師等の離職防止や定着を図るため、勤務環境の改善や復職支援への取組を実施する医療機関に対し、補助する。 | 135,759 | ○補助機関：35機関 ○補助実績額：99,620千円 | 保健医療室  医療対策課 |
| **男性職員の育児休業取得促進**  職員一人ひとりが、男女ともに育児に参画する重要性を認識するため、「大阪府特定事業主行動計画」（教育委員会の場合は、「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」）に基づき、研修等による啓発など組織的な対策を講ずることにより、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進める。 | - | ○育児休業の取得経験のある男性職員の育児体験談紹介(採用2年目の職員研修内) ○研修の実施 ○休暇取得促進のための「５つの取組み」を継続 ・子育て職員応援シートの活用 ・男性職員の連続休暇取得モデルパターンの紹介 ・啓発冊子の配布　等 | 人事局  企画厚生課  教育総務  企画課 |
| **育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休暇制度**  男女がともに家庭責任を担いつつ、職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を図るため、育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休暇制度の運用を行う。 | ― | 同左 | 人事局  企画厚生課  教育総務  企画課 |
| **育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限**  小学校就学の始期に達しない子を養育する職員又は家族の介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限することにより、引き続き職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を行う。 | ― | 同左 | 人事局  企画厚生課  人事委員会  事務局  教育総務  企画課 |
| **~~妻~~配偶者の出産時における男性職員による子の養育休暇**  職業生活と家庭生活の両立支援のため、~~妻~~配偶者が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合、男性職員が特別休暇を取得できる環境整備を行う。 | ― | 同左 | 人事局  企画厚生課  人事委員会  事務局  教育総務  企画課 |
| **子の看護のための休暇**  職業生活と家庭生活の両立のための環境整備の推進を図るため、中学校就学の始期に達しない子を養育する職員が当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇(子の看護のための休暇)の運用を行う。 | ― | 同左 | 人事局  企画厚生課  人事委員会  事務局  教育総務  企画課 |
| **年次休暇の取得促進**  　子育てを職場としてサポートしていく観点から、年次休暇の取得を促進して、子育てのための時間づくりや職員の仕事と生活の調和の実現を推進する。 | ― | ○全庁一斉のゆとり週間（5月・8月）の実施  ○部局独自のゆとり週間（7月もしくは8月）  ○ゆとり推進月間（11月）の実施 | 人事局  企画厚生課  人事委員会  事務局  教育総務  企画課 |
| **女性警察職員の育児休業者が配置されていたポストへの後任者配置の実施**  育児休業に伴う欠員による職場の負担を軽減し、職員が安心して出産、育児に専念できる環境の構築を図るため、女性警察官が育児休業等を取得する際に後任配置を推進する。女性一般職員については、産前休暇を取得する際に常勤職員の後任配置または賃金職員による代替措置を行い、その後育児休業を取得する際に常勤職員の後任配置を推進する。 | ― | 女性警察官、女性一般職員ともに育児休業等を取得した際に、可能な限り後任者を配置した。 | 警察本部  警務部警務課 |
| ウ　多様な働き方への支援 | | | |
| **各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載**  再掲【１－（３）－②－ア】 | (―) | 同左 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **在宅ワークに関する情報提供**  在宅での就業を希望する就労困難者や障がい者等の就業支援のため、在宅ワークに関するポータルサイトを設置するとともに、ＩＴを活用した情報の収集・提供及び相談を実施する。 | 2,345 | ○電話相談　　　　2,988件 ○ポータルサイトアクセス件数 　　　　　　　　441,870件 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **国の税制等に関する情報収集**  　商工業等の自営業における家族従事者の実態を踏まえ、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度に関する情報収集に努める。 | ― | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **女性・若者働き方改革推進事業**  　女性の職種志向の拡大・転換を図るとともに、「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材確保に課題を抱える業界団体等と連携し、職場環境の整備による「働き方改革」の推進と、イメージアップを図る情報発信に取り組む。また、企業が求める人材の層を厚くするため、女性や若者を発掘して総合就業支援拠点OSAKAしごとフィールドに誘導するとともに、企業の採用力強化も支援する。平成30年度で事業終了。 | ― | 〇平成30年度に事業が終了したため、令和元年度は実績なし | 雇用推進室  労働環境課  就業促進課  雇用推進室  人材育成課 |
| **大阪の成長実現に向けた公民協働人材確保推進事業**  大阪の産業・成長を支えており人材確保に問題を抱える製造・建設・運輸・インバウンド関連分野の37業種の中堅・中小企業を対象に、人材の採用や定着に関する支援を行い、良質で安定的な雇用を創出する。併せて、就業率が低く非正規雇用率が高い若者や女性を、企業の中核として活躍できる人材に育成し、就職・定着まで伴走型の支援を行う。 | 25,656 | 〇大阪府内に事業所を抱える製造・建設・運輸・インバウンド関連分野の37業種への正社員就職者数：1,268名 | 雇用推進室  就業促進課 |
| **新たな人材育成プログラム開発事業（しごと力開発事業）**  ⇒28年度に開発した人材育成プログラムを用いて、採用され、働き続けるために必要な力（しごと力）を養成し、女性の再就職や離職防止等、更なる女性の活躍につなげる。 |  | ○求職者向けセミナー　のべ80名 〇在職者向けセミナー　のべ127名 | 雇用推進室  就業促進課 |
| **(新)テレワークサポートデスク事業**  昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延対策や多様な働き方が求められる中、テレワークの導入はもとより、それを定着させるための支援が必要である。関係機関と連携し、テレワークの導入から定着までを総合的にサポートする。 | ― | ― | 雇用推進室労働環境課 |
| 1. 仕事と子育てとの両立 | | | |
| ア　子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進 | | | |
| **保育所等整備事業**  子ども総合計画に基づき、待機児童解消のため、保育所等を整備する市町村を支援する。 | 5,082,170 | 8市村で創設7か所、増改築7か所整備  （大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、  枚方市、八尾市を除く） | 子ども室  子育て支援課 |
| **多様な保育サービスの推進**  保育ニーズに応じた多様な保育サービスを推進する市町村に対し助成する。  ○延長保育事業  延長保育需要に対応するため、保育所等において、通常の開所時間を超えた保育を実施する。  ○病児保育事業  病院等に付設された専用スペース又は地域の児童を対象に保育所等に付設された専用スペースにおいて病気の児童又は病気回復期の児童の一時保育を実施する。また、保育所等に通う児童が急に体調不良になった場合に、看護師等が緊急に対応できる体制を確保する。 | 458,668  909,967 | ○1248か所で実施  〇512か所で実施 | 子ども室  子育て支援課 |
| **キンダーカウンセラー事業**  私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園が、幼稚園と家庭・地域との連携を図りながら、子育て支援の役割を果たすため、地域の保護者等を対象に実施する子育て相談事業に対し助成する。 | 40,500 | 125園で実施 | 私学課 |
| **国家戦略特別区域限定保育士試験**  平成27年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、保育士登録後３年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、４年目以降は全国で働くことができる 「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度が創設。  この試験は、 前期（4月～7月）、後期（10月～12月）に全国で行われる試験に加えて、後期試験において通常試験と同時に実技試験に代えて保育実技講習会による試験として実施するもの。 | 13,426 | 国家戦略特別区域限定保育士試験 合格者：484名（受験申請者1,217名） | 子ども室  子育て支援課 |
| **放課後児童クラブへの助成事業**  昼間家庭に保護者がいない小学校に就学している児童に対し、遊びを主とした健全育成活動を行う放課後児童クラブを設置・運営する市町村に対して助成する。 | 3,490,076 | 1,713支援の単位で実施 | 子ども室  子育て支援課 |
| **放課後児童クラブ整備事業**  市町村等が放課後児童健全育成事業を実施するために、放課後児童クラブを新たに設置する場合や学校の余裕教室の改修・備品の更新等を行う場合に助成を行い、放課後児童クラブの整備等を図る。 | 144,042 | 228か所整備 | 子ども室  子育て支援課 |
| **病院内保育所運営費補助事業**  病院における医療従事者の確保・定着を図るため、医療従事者の乳児･幼児を預かる病院内保育施設の設置者に対し、保育士等の人件費を補助する。  （公立、公的病院については近隣医療従事者の児童の受入体制を整備している場合に24時間保育等の加算額のみ交付） | 378,024 | 補助対象施設数：102か所 | 保健医療室  医療対策課 |
| **企業主導型保育事業推進事業**  女性が働きやすい環境整備と待機児童の早期解消を実現するため、企業主導型保育事業を活用した事業所内保育施設の設置や利用を促進する取り組みを福祉部と連携して実施。  （H28事業所内保育施設総合プロデュース事業から  事業名変更） | 30,327 | 総相談件数：884件  相談支援を行った施設数：87施設（令和1年度助成決定府内414施設のうち） セミナー等：18回(延べ484名参加) | 子ども室  子育て支援課  雇用推進室  就業促進課 |
| イ　地域における子育て支援策の充実 | | | |
| **子ども家庭センターの運営**  再掲【２－（３）－③－ウ】 | (323,834) | 同左 | 子ども室  家庭支援課 |
| **福祉サービスに関する苦情解決事業**  再掲【２－（３）－④－ア】 | (11,470) | 同左 | 地域福祉推進室地域福祉課 |
| **大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修事業兼大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業**  再掲【２－（３）－③－ウ】 | (1,905) | 同左 | 子ども室  家庭支援課 |
| **(新)産前・産後母子支援事業**  特定妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院等にコーディネーター及び看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。 | 10.270 | ― | 子ども室  家庭支援課 |
| **こころの健康総合センターの運営**  再掲【１－（１）－④】 | （39,791） | 同左 | 保健医療室  地域保健課 |
| **教育相談**  児童生徒、保護者、教職員等からの教育に関する多様な相談に、電話・電子メール及び面談により対応する。  ○専用電話相談の実施  ○24時間相談窓口の実施  ○教職員の悩みの相談の実施  ○対面相談の実施  ○集中電話相談の実施  ○インターネットによるメール相談の実施  いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒からの相談に、SNS等を活用して相談に対応する。 | 50,570 | ○総相談件数：5,479件 ・電話相談　　：2,529件 ・来所相談　　：598件 ・Ｅメール相談：992件 ・ＬＩＮＥ相談　 ：1,360件 | 教育センター |
| **少年相談活動の推進**  子育ての悩み、子どもの非行問題等について、保護者等へのきめ細かな助言・指導等を行う。 | 3,142 | ○ 令和元年中の保護者等相談件数 1,868件 | 警察本部生活安全部少年課 |
| **保護者等支援教室の実施**  保護者、学校関係者、地域住民等に対し、少年の非行や犯罪被害の現状等の様々な情報を発信し、家庭や地域社会における非行防止機能の向上を促進する。 | ― | ○令和元年度の保護者等支援教室の実施 99回　7,587人 | 警察本部生活安全部少年課 |
| **キンダーカウンセラー事業**  【再掲１－（１）－②－ア】 | (40,500) | 同左 | 私学課 |
| **教育コミュニティづくり推進事業**  【再掲３－（３）―①－ア】 | (62,744) | 同左 | 地域教育  振興課 |
| **ファミリー・サポート・センター事業の実施**  地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、会員相互で地域において育児に関する相互援助活動を行う事業。(実施主体：市町村) | 87,223 | 29市町で実施 （大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く） | 子ども室  子育て支援課 |
| **地域子育て支援拠点事業の実施**  乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業。(実施主体：市町村) | 1,166,376 | 165か所 （大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く） | 子ども室  子育て支援課 |
| **子育て短期支援事業の実施**  保護者の疾病、その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行う事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)。(実施主体：市町村) | 9,583 | ○ショートステイ 24市町村で実施 〇トワイライト 8市町村で実施 （大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く） | 子ども室  子育て支援課 |
| **大型児童館ビッグバン運営事業**  児童健全育成の拠点施設として整備した｢大阪府立大型児童館ビッグバン｣の運営を行う。(指定管理者である一般財団法人大阪府地域福祉推進財団に委託) | 19,397 | 入館者：220,696人 (内訳) 　大人（高校生以上） 　　84,427人 　中学生　　　　　　　　　1,642人 　小学生　　　　　　　　 67,320人 幼児（3歳以上）　　　　　54,289人 介護者・引率者　　　　　　9,253人 | 子ども室  子育て支援課 |
| **公園の整備**  子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組む。 | ― | 寝屋川公園等において運動施設の改修を行った。 | 都市計画室  公園課 |
| **広域連携・官民連携による子育て応援事業（「関西子育て世帯応援事業（まいど子でもカード）」）**  子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成するために、企業等の協賛により、シンボルマークのついた携帯電話画面や会員証（カード）など店舗で提示することで、割引･特典などのサービスが受けられる「まいど子でもカード」（平成19年10月開始）を展開する。 | 8,699 | ○登録件数 子育て世帯：218,838人 店舗：11,490店舗 （※令和2年3月31日時点累計） | 子ども室  子育て支援課 |
| **新子育て支援交付金**  子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業に対し、当該交付金を交付する。 | 3,047,212 | 令和元年度交付確定額 3,012,610千円 | 子ども室  子育て支援課 |
| 1. 職後の再就職・起業等の支援 | | | |
| ア　結婚・出産・子育てのための退職後の再就職の支援 | | | |
| **職業能力開発の促進**  職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、府立高等職業技術専門校等で職業訓練を実施する。また、夕陽丘高等職業技術専門校において「ひとり親家庭の親・優先枠（1科5人・年10人）を設ける。  ※平成29年度末に母子家庭の母対象の訓練を廃科し、委託訓練化した。  ※求職者向け訓練予算は女性に特化できないので、記載はテクノ講座のみ  新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするために実施する在職者向けの「テクノ講座」(府内５か所の高等職業技術専門校等で実施)のうち女性の就業者が比較的少ない職種に関連する講座に女性優先枠を設ける。 | 14,818 | 〇在職者向けのテクノ講座 優先枠定員35人(コース数28コース) (参考)テクノ講座における女性の受講者数247人 | 雇用推進室  人材育成課 |
| **在宅ワークに関する情報提供**  再掲【１－（１）－①－ウ】 | (2,321) | 同左 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **ＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業**  ＯＳＡＫＡしごとフィールドにおいて、育児等の家庭と仕事を両立したい女性に対して、就職・保育所探しに関する相談コーナーの運営や、民間保育所と連携した就職活動中の一時保育サービスを提供し、女性の就職活動を支援する。  （※予算はＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業費全体の額を記載） | 98,673 | ○働くママ応援コーナーを利用した方の就職者数　203人 | 雇用推進室  就業促進課 |
| **女性有資格者等復帰訓練事業（Ｌフェニックス拡充訓練）**  平成２９年度で事業終了 | ― | ― | 雇用推進室  就業促進課 |
| **大阪府保育士・保育所支援センター事業**  保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）に対し、現場復帰に必要となる研修や職場体験を行い、再就職等への支援を行う。 | 12,672 | ○保育士・保育所支援センター 登録者数（３月末時点）　2,278名 就職人数　182名 セミナー　府内3か所で開催 参加者　120名 保育所等職場体験実施 　参加者　36名 | 子ども室  子育て支援課 |
| **ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営**  　再就職を希望する女性を対象に、就職や再就職活動を円滑にスタートさせることを応援するため、大阪府立男女共同参画・青少年センターの情報ライブラリー内に「女性就労支援コーナー」を設置し、運営する。 | 6,600  のうち一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| イ　女性起業家等への支援 | | | |
| **創業支援事業（大阪起業家グローイングアップ）**  ビジネスプランコンテスト等を通じた有望創業者の発掘、補助金の支給、ビジネスプランから成長過程までの一貫したハンズオン支援を組み合わせることにより、創業者の着実な成長を支援する。 | 24,442 | ビジネスプランコンテスト ・書類審査通過者10者 ・受賞者3者 | 中小企業  支援室  商業・サービス産業課 |
| **中小企業向け開業サポート資金**  創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または業歴の浅い方向けの融資制度。 | 1,389,000 (預託額の予算額) | 融資実績160件　912,820千円 預託額　　　 1,057,000千円 | 中小企業  支援室金融課 |
| **ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営**  再掲【１－（１）－③－ア】 | (6,600)  のうち一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| ④働く男女の健康管理対策の推進 | | | |
| **職場のメンタルヘルス推進担当者養成事業**  地域自殺対策強化交付金を活用して、中小企業等において職場のメンタルヘルス対策を推進する人材（メンタルヘルス推進担当者）の養成をする研修会を開催する | 1,352 | 実施回数1回、139名受講 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **メンタルヘルス専門相談**  職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者の方に、職場のメンタルヘルスに関する専門的な知識経験を有する相談員が相談に応じる。地域自殺対策強化交付金を活用。 | 1,428 | 相談人数32人 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **労働時間短縮の促進**  再掲【１－（１）－①－イ】 | （―） | 同左 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載**  再掲【１－（３）－②－ア】 | （―） | 同左 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **地域勤労者健康管理事業（勤労者健康管理セミナー）**  地域産業保健センター等と連携を図り、中小企業の労働者の健康管理に関する普及啓発を行う。 | （－） | 実施回数１回、76人受講 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **自殺防止対策事業**  自殺対策基本法に基づき、大きな社会問題となっている自殺を防止し、社会の健全な発展を図るため、自殺防止に向けた対策を協議・検討する。 | 577 | ○大阪府自殺対策審議会の運営（12/17） ○庁内自殺対策推進会議の運営（8/8） | 保健医療室  地域保健課 |
| **自殺対策強化事業**  ○自殺対策基本法に基づき、大きな社会問題となっている自殺を防止し、社会の健全な発展を図るため、自殺防止に向けた対策を協議・検討する。  ○国の「地域自殺対策強化交付金」を活用し、地域における自殺対策力を強化するため、自殺対策推進センターを運営し、相談体制の整備や人材養成、普及啓発等を実施する。 | 94,294 | ○ポスターの掲示、府政だより掲載、 市町村広報紙掲載依頼等実施 （自殺予防週間［9月10日～16日］、 自殺対策強化月間［3月］） ○自殺対策推進センター運営事業 ・自殺対策に関する情報の提供 ・自殺対策に関する調査、分析等 ・連絡調整会議の開催 ・自殺対策研修の開催 ・自死遺族相談の実施 ・こころの健康相談統一ダイヤル ・保健所、市町村、関係機関等への技術 支援 ○大阪府自殺未遂者支援センター事業 ○大阪府妊産婦こころの相談センター事業 ○市町村自殺対策強化事業 （市町村補助）　　41団体 ○自殺対策民間団体支援事業 （民間団体補助）　　4団体 | 保健医療室  地域保健課 |
| **こころの健康相談事業**  保健所において精神科医師（嘱託医）、ケースワーカー、保健師等による本人・家族・地域関係者等に対する総合的な精神保健福祉相談、訪問指導を実施する。 | 24,136 | 〇相談件数　　　　24,951件 〇訪問指導件数　　2,694件 | 保健医療室  地域保健課 |
| **こころの健康総合センターの運営**  府民のこころの健康の保持増進を目的に、こころの健康づくりに関する情報提供や調査研究、相談を行う。また、保健所を中心とした地域における精神保健福祉活動の支援を行う。 | 39,791 | 相談件数：11,363件 専門相談等 　電話586件、面接978件 電話相談 　こころ2,989件、わかぼち559件 　ＬＩＮＥ868件、統一ダイヤル5,383件 | 保健医療室  地域保健課 |
| **男性のための電話相談事業**  夫婦、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど男性からの相談に対して、専門の男性相談員が電話による相談に応じる。 | 18,990の一部 | ○男性のための電話相談 相談件数：227件 | 男女参画・府民協働課 |

（2）政策・方針決定過程への女性の参画促進

| 事業名及び令和２年度事業概要 | 令和２年度  予算額  （千円） | 令和元年度実績 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ①政策・方針決定過程への女性の参画促進 | | | |
| ア　審議会等委員等への女性の参画の促進 | | | |
| **審議会等への女性の登用の促進**  平成32年度末までに、審議会等における女性委員の登用割合を４割以上６割未満（男女いずれか一方の委員が４割未満とならない状態）とするために、引き続き登用の促進を図る。 | ― | 審議会等における女性委員の登用状況　　33.4％  (令和２年4月1日現在)  ※法令又は条例を根拠に設置されている審議会等で、それぞれの審議会等において法令等により職務の要件が指定され、選任にあたり、知事に選択の余地がない委員等(職務指定委員)を除外して算出。  委員の任期が、２年未満又は「一定期間内で知事の定める期間」とされている場合において当該期間が２年未満の審議会等は、登用率算定の対象から除外する。 | 男女参画・府民協働課等  全部局  人事局人事課 |
| **行政委員会委員への女性の登用の促進**  府の行政委員会への女性の登用に努める。 | ― | 府行政委員会における女性の登用状況　　　13.4％  (令和2年4月１日現在) | 人事局人事課 |
| **委員選任のあり方の検討**  女性委員の登用を含め、幅広く人材を求めるという観点から、審議会等の委員選任のありかたについて検討を行う。 | ― | 同左 | 男女参画・府民協働課等  全部局 |
| **ドーンセンター情報ライブラリーの運営**  　再掲【３－（２）－⑥】 | (6,600)  のうち一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **市町村における政策決定への女性参画状況調査等**  市町村における審議会委員等への女性登用促進のための資料整備の一環として、市町村における政策決定への女性参画状況調査を行うとともに、女性の登用が促進されるよう、指導、助言を行う。 | ― | 政策決定への女性の参画状況  市 町村  議　会： 21.6％　 26.1％  行政委員会：17.6％　 17.3％  附属機関： 30.9％ 　24.2％  (令和２年４月１日現在) | 男女参画・府民協働課 |
| イ　大阪府職員・教員等における女性の登用の促進 | | | |
| **女性職員の登用促進**  大阪府（知事部局等）における女性職員を対象とした研修の実施などによる意欲向上や育児休業からの復帰支援、多様な職務従事機会の付与及びキャリア形成に取り組む。 | ― | 同左 | 人事局人事課等全部局 |
| **女性教員の登用促進**  人材の計画的育成に努め、女性教員の管理職への登用について目標を定めて計画的に進める。 | ― | 令和2年4月1日に新たに校長・教頭へ登用された女性の人数  ○校長  ・小学校 46 人  ・中学校　　 13 人  ・府立学校　 7 人  ○教頭  ・小学校　 　 21 人  ・中学校　 　 7 人  ・府立学校 15 人  (小・中学校は大阪市、堺市、豊能地区を除く)  ※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程をそれぞれ含む。 | 教職員室  教職員人事課 |
| **女性警察官の採用・登用の拡大**  大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画において、平成３０年度に警察官の定員に占める女性警察官の割合を１０％にし、以後、１０％以上を維持することを目標として掲げ、女性警察官の採用・登用の拡大に努める。 | ― | ○警察官定員に占める女性警察官の 割合 10.8％（育児休業者含む） （令和2年4月１日現在） | 警察本部  警務部警務課 |
| **採用・登用状況の公表**  府女性職員・教員の採用、管理職等への登用状況を定期的に公表する。 | ― | 同左 | 人事局人事課  教職員室  教職員人事課  人事委員会  事務局 |
| ウ　企業等における女性の登用の促進 | | | |
| **各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載**  再掲【１－（３）－②－ア】 | (―) | 同左 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業）**  再掲【１－（１）－①－ア】 | (4,619) | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **職業能力開発の促進**  再掲【１－（１）－③－ア】 | (14,543) | 同左 | 雇用推進室  人材育成課 |
| **人材育成・啓発講座事業**  　　　再掲【３－（２）－①】 | （3,425）  のうち  一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度**  再掲【１－（１）－①－ア】→Ｐ10参照 | (414)  のうち  一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **市町村における地域就労支援事業の実施**  再掲【２－（３）－①】 | (272) | 同左 | 雇用推進室  就業促進課 |
| エ　医療分野における女性の参画の拡大 | | | |
| **医療機関や医療関係団体への働きかけ**  医療現場に多様な視点を導入するため、医療機関や医療関係団体等に対し意思決定過程の場への女性医療関係者の積極的な登用を働きかける。 | ― | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| オ　地域で活動する組織等への女性の参画の促進 | | | |
| **ＰＴＡ指導者研修**  ＰＴＡ指導者に対して男女共同参画の観点を取り入れた研修（地区別ＰＴＡ指導者セミナー）を行い、ＰＴＡ活動における男女共同参画をさらに促進する。 | 299  (一部) | ○開催回数：６回 参加者数：142人 | 市町村教育室地域教育  振興課 |
| **ＰＴＡ指導者への資料等の提供**  ＰＴＡ指導者を主な対象として、男女共同参画の観点はもとより、広く人権啓発を図った資料等を作成しＨＰに掲載する。 | ― | 平成22年９月～ホームページ掲載 | 市町村教育室地域教育  振興課 |
| **まちづくりにおける方針決定の場への女性の参画促進**  審議会等への女性委員の登用を行うなど、まちづくりにおける方針決定の場への女性の参画を促進する。  ○都市計画審議会  ○住宅まちづくり審議会  ○景観審議会  ○開発審査会  ○建築審査会  ○福祉のまちづくり審議会  ○まちづくり促進事業財産評価審査会 | ― | ○大阪府都市計画審議会 委員数１１名 （うち女性委員4名） （ただし、職務指定（19名）を除く） 　　　登用割合　36.4％ ○住宅まちづくり審議会 委員数20名 （うち女性委員9名） 登用率45.0％ ○景観審議会　委員数9名 （うち女性委員4名） （ただし、職務指定（8名）を除く） ○開発審査会　委員数7名 （うち女性委員3名） 　　　登用割合　42.9％ ○建築審査会　委員数7名 （うち女性委員4名） 登用割合　57.1％ ○福祉のまちづくり審議会（H24.11.1設置） 委員数4名（うち女性委員2名） （ただし、職務指定（25名）を除く） 登用割合50.0％ （※R2.1.28第9回審議会開催時点）） ○まちづくり促進事業財産評価審査会  委員数3名 （うち女性委員1名）  登用割合33.3% | 都市計画室  計画推進課  住宅  まちづくり  総務課  建築指導室  建築企画課  まちづくり  戦略室  都市空間  創造課 |
| **女性農業者の起業支援（協同農業普及事業の一部として実施）**  女性が農業経営と地域農業に主体的に参画していくことの出来る農村社会の形成を図るため、女性農業者の起業活動等を支援する。 | ― | ○男女共同参画社会の実現と地域農山漁村の活性化を目的とした情報交換会への参画支援(1回、19名) ○近畿農政局が主催する農村における男女共同参画の実現に向けた取り組みに関する表彰事業への事例推薦(1事例) | 農政室推進課 |
| ②理工系分野等の女性人材の育成 | | | |
| **ドーンセンター情報ライブラリーの運営**  　　　再掲【３－（２）－⑥】 | (6,600)  のうち一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業**  　　　再掲【１－（１）－①－ア】 | (4,619) | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **キャリア教育の推進**  府立学校に対して、「働く前に知っておくべき13項目」「採用と人権」を配布するとともに、その趣旨の周知をはかる。 | ― | 府立学校に対して、「働く若者のハンドブック」「採用と人権」を配布し、その趣旨の周知徹底を図った。 | 教育振興室  高等学校課 |

（3）女性の活躍推進

| 事業名及び令和２年度事業概要 | 令和２年度  予算額  （千円） | 令和元年度実績 | 担当課 |
| --- | --- | --- | --- |
| ①女性活躍推進法に基づく取組の実施 | | | |
| ア　「推進計画」の策定 | | | |
| **都道府県推進計画の策定とその推進**  　「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」と一体的に策定した、女性活躍推進法第６条に基づく都道府県推進計画について、取組を推進する。 | ― | ○「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議」を開催（1回）  ○9月を「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進月間」として定め、「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進ドーンdeキラリフェスティバル2019」を開催  ○「男女いきいき・元気宣言」事業者制度のＰＲを実施（令和元年度末登録事業者数：504社）、「男女いきいきプラス｣認証制度をスタート（令和元年度末認証事業者数：40社） | 男女参画・府民協働課 |
| **市町村推進計画の策定支援**  府内市町村に対し、女性活躍推進法第６条に基づく「市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村計画」の策定を働きかけるとともにその策定を支援する。 | ― | ○女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定状況 （H30年度末：31市町村）  ⇒R元年度末：33市町村） | 男女参画・府民協働課 |
| イ　「特定事業主行動計画」の策定と推進 | | | |
| **「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく取組の推進**  「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、採用、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、働き方改革、女性登用に関する取組を進める。 | ― | ・採用について、令和2年度当初の女性の採用割合は、全職種で52.1％と約半数。  ・女性登用について、令和2年度当初の課長級以上、主査級以上の職員に占める女性割合は、それぞれ11.1％、24.4％ | 人事局  人事課等 |
| **「公立学校における特定事業主行動計画」に基づく取組の推進**  「公立学校における特定事業主行動計画」に基づき、採用、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、働き方改革、女性登用に関する取組を進める。 | ― | 同左 | 教職員室  教職員人事課  教職員企画課 |
| **「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」に基づく取組の推進**  　「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」に基づき、女性警察官の採用・登用拡大、勤務環境の整備、次世代育成支援対策、ハラスメント防止対策に関する取組を進める。 | ― | 行動計画に基づき、女性警察官の職域の拡大、勤務環境の整備、ハラスメント防止対策にかかる各種取組を推進した。 | 警察本部  警務部警務課 |
| ウ　「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進 | | | |
| **「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進**  　一般事業主行動計画の策定について、国機関とも連携しながら、労働者数３００人以下の企業を対象に、一般事業主行動計画の策定を呼びかける。 | ― | 同左 | 男女参画・府民協働課  雇用推進室  労働環境課  雇用推進室  就業促進課 |
| エ　その他 | | | |
| **公共調達検討**  　公共調達における公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、国で検討されている総合評価落札方式等の取組状況を踏まえ、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注機会の増大に必要な施策の実施について検討する。 | ― | ○「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度に加え、新たに｢男女いきいきプラス｣認証制度、｢男女いきいき｣表彰制度をスタートさせた。  ○登録、認証、表彰制度を運用する中で、公共調達制度についても検討を重ねた。 | 男女参画・府民協働課 |
| **ＯＳＡＫＡしごとフィールド女性活躍推進事業**  女性の職業生活における活躍を推進するため、必要な人に必要な情報を届けるためのワンストップ相談機能を構築する。  （※予算はＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業費全体の額を記載） | 98,673 | 〇ワンストップ相談会　1回 | 雇用推進室  就業促進課 |
| **若年女性経済的自立支援事業**  （29年度はよりＯＳＡＫＡしごとフィールド運営委託業務の中で実施。令和元年度に事業終了）  ⇒具体的な就職活動をしていない若年女性に対して、就業支援の場へ誘導し、セミナー等を実施することで就業意欲を喚起し、就業に結びつけ、経済的自立を支援する。 | － | 〇就職決定者数　 6,887名　※再掲（OSAKAしごとフィールド就職者数） 〇セミナー実施　７回 | 雇用推進室  就業促進課 |
| **ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業**  　　　再掲【１－（１）－①－ア】 | (4,619) | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **（新）潜在求職者活躍支援プロジェクト**  （令和2年度より事業開始）  ⇒具体的な就職活動をしていない女性や、キャリアブランクのある女性に対して就業支援の場へ誘導し、セミナー等を実施することで就業意欲を喚起し、就業につなげる。 | 27,502 |  | 雇用推進室  就業促進課 |
| ②男女雇用機会均等の更なる推進 | | | |
| ア　普及啓発等 | | | |
| **男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための教育**  府立学校に対して「働く前に知っておくべき13項目」（商工労働部作成）を配布しその趣旨の周知をはかる。 | ― | 府立学校に対して「働く若者のハンドブック」を配布しその趣旨の周知を図った。 | 教育振興室  高等学校課 |
| **｢小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集｣の活用**  ｢小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集｣を、男女平等教育の基本方向として活用するとともにその状況の把握に努め、男女平等教育の一層の充実を図る。また、教科面だけでなく学校の日常生活における固定的な性別役割分担意識の解消をめざす。 | ― | ○「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用  小学校：68.2％  中学校：59.9％ | 教育振興室  高等学校課  教育振興室  支援教育課  市町村教育室小中学校課 |
| **市町村教育委員会に対する指導・助言事項の徹底**  「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に基づき、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育に総合的に取り組むよう、市町村教育委員会人権教育担当指導主事連絡会及び男女平等教育に関する市町村ヒアリング等を通じて市町村教育委員会に指導・助言する。  ｢教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために｣｢職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針｣「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう環境整備及び教職員研修の充実を市町村教育委員会に指導・助言する。 | 4,088 | ○｢教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために｣の活用  小学校：92.2％  中学校：90.2％ | 市町村教育室小中学校課  教職員室  教職員人事課 |
| **府立学校に対する指示事項の徹底**  ｢府立学校に対する指示事項｣に基づき、｢人権教育基本方針｣｢人権教育推進プラン｣を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育を推進する。  ｢教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために｣｢職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針｣「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう、環境を整え、教職員研修及び児童・生徒への教育の充実に努める。 | ― | ｢人権教育基本方針｣｢人権教育推進プラン｣を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」等を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育の推進を図った。 ｢職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針｣等に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう、環境を整え、教職員研修及び児童・生徒への教育の充実に努めた。 | 教育振興室  高等学校課  教育振興室  支援教育課  教育振興室  保健体育課  教職員室  教職員人事課  教職員室  福利課 |
| **「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度**  再掲【１－（２）－①－ウ】 | (414)  のうち  一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載**  「労働契約」、「解雇」、「雇止め」、「退職」、「未払賃金」等の基本的知識や問題が起こった際の対処方法、女性が働くうえで必要な労働に関する基礎知識等についての啓発冊子を作成・配布。 | ― | ○「働く人、雇う人のためのハンドブック」を配布 ○「働く若者のハンドブック」：28,000部を作成・配布 ○「働くルールＢＯＯＫ」：  105,000部を作成・配布 ○「労働契約・解雇・雇止め・退職・未払賃金トラブル防止Ｑ＆Ａ」を配布 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **労働相談の実施**  府民が抱える労働条件やセクシュアルハラスメント等に係る疑問、悩みに対し、電話と面談により情報提供やアドバイス等を行う。 | ― | 相談件数：10,121件  (うち、女性 5,083件) | 雇用推進室  労働環境課 |
| **労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣**  再掲【２－（２）－②－オ】 | (―) | 同左 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **女性キャリア継続応援事業**  女性が職場に定着し、安心して働き続けていくための、女性にかかわる労働関係法をわかりやすく解説したルールブックの配布及び、職場における育児・介護休業等への理解促進を進め女性の離職を防止するセミナーなどを通じた啓発により、女性の職場定着を支援する。 | 831 | ○「女性のための働くルールＢＯＯＫ」：78,000部 ○セミナー　実施回数２回、63人受講 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **労働関係調査の実施**  府内民営事業所における雇用形態別の労働者数を把握するとともに、時間外労働の状況や同一労働同一賃金など働き方改革関連法に関することや、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を調査し、本府労働施策等の基礎資料とするほか、今後の労働環境改善に関する事業展開の参考に資する。 | **－** | 調査票発送数　6,000事業所 （うち回収1,982事業所） ○調査結果報告書作成・配布 | 雇用推進室  労働環境課 |
| イ　セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメントの防止 | | | |
| **セクシュアル・ハラスメント防止の啓発**  再掲【２－（２）－②－オ】 | (―) | 同左 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **人材育成・啓発講座事業**  　　　再掲【３－（２）－①】 | （3,425）  のうち  一部事業 | 同左 | 男女参画・府民協働課 |
| **特別労働相談会＆セミナーの実施**  再掲【２－（２）－②－オ】 | (―) | 同左 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **個別労使紛争解決支援制度の実施**  労働条件やセクシュアルハラスメント等の個別労使紛争に対し、相談からあっせんまでを行う紛争解決支援制度を実施する。 | ― | 取扱事案数：　23件 | 雇用推進室  労働環境課 |
| **職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応**  「職場におけるセクシュアル･ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」、及び教育委員会が制定した「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、ハラスメントに関する府職員への啓発・研修及び相談体制の整備など総合的・組織的な対応を講じることにより、所属長等管理監督者はもとより職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しい理解のもとに十分な認識をもって、すべての職場でハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進める。 | ― | ○大阪府職員向け「職場におけるセクシュアル･ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底  ○大阪府職員向け「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○相談窓口の設置 従来の相談窓口に加え、職員総合相談センターと連携し、相談に応じた。 ○研修の実施 ・新任課長補佐級職員研修、 新任課長級職員研修 修了者：226人  ・府立学校新任校長研修　参加人数： 32　人  ・府立学校校長研修　　参加人数： 209人  ・府立学校新任教頭研修　参加人数： 47 人  ・府立学校教頭研修　　参加人数： 272 人  ・市町村立小・中学校新任校長研修　参加人数： 105人  ・市町村立小・中学校新任教頭研修　参加人数:　100人  ・市町村立小・中学校リーダーシップ養成研修１　参加人数: 155人  ・市町村立小・中学校リーダーシップ養成研修２　参加人数： 109人  ・市町村立小・中学校長人権教育研修　　参加人数：882名  ・市町村立小・中学校教頭人権教育研修　　参加人数：894名  ○大阪府教職員向け「職場におけるセクシュアル･ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○大阪府教職員向け「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○相談窓口の設置 従来の相談窓口に加え、職員総合相談センターと連携し、相談に応じた。 | 人事局  企画厚生課  人事局人事課  教育振興室  高等学校課  教職員室  教職員人事課 |
| **｢教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために｣の趣旨の周知徹底**  ○｢教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために｣（H29.5改訂）の趣旨の周知徹底を行うと共に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにＱＡ集｣の活用と「被害者救済システム」の周知を学校・市町村に指示し、未然防止・早期対応に努める。児童・生徒及び保護者への啓発をする。  ○｢セクシュアル・ハラスメント防止のために～障害のある児童生徒の指導や介助方法における留意点～｣に基づき教職員の理解・研修を深める。 | ― | ｢教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために｣の趣旨の周知徹底を行うと共に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにＱＡ集｣の活用と「被害者救済システム」の周知を府立学校に指示し、未然防止・早期対応に努めた。   人権教育担当指導主事連絡会、校長・教頭人権教育研修をはじめとした人権教育研修等のあらゆる機会を通じて周知した。 | 教育振興室  高等学校課  教育振興室  支援教育課  市町村教育室小中学校課 |
| **ハラスメント防止対策の推進**  大阪府警察ハラスメント対策要綱に基づき、あらゆるハラスメントの防止・排除のための執務資料の作成・教養等を行い、職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境の確保に努める。 | ― | ハラスメントの防止・排除を目的とした執務資料の発出や各種教養等を実施し、職員の意識の徹底を図った。 | 警察本部  警務部警務課 |